

税の申告はお早めに(事前予約受け付け制) 申告期限は3月15日(月)です

市民税・県民税の申告(市・県民税申告)と所得税の確定申告(確定申告)の受け付けが始まります。必要人は余裕を持った申告をお願いします。なお、市の申告会場では、事前予約受け付け制で市・県民税申告と簡易な確定申告を受け付けます。

※申告関係の書類は、税務課(1階⑫番窓口)、各出張所、高萩北公民館で配布しています。

※令和2年度市・県民税申告をした人のほか、申告の必要があると思われる人には、市・県民税申告書等を1月下旬に発送します。

※申告期間中は税務課職員が申告会場に出向くため、税務課窓口での申告相談はお受けできません。



市・県民税申告が必要な人

○確定申告書を提出しない人(確定申告が不要な人)で、給与所得や公的年金等に係る所得以外に所得がある人、市・県民税のみ各種控除(医療費控除、社会保険料控除等)を追加で申告する人

○勤務先から日高市役所に給与支払報告書が提出されない人(不明な人は勤務先に確認してください)

収入がない旨の申告が必要な人

令和2年1月1日から12月31日までの収入がない人。

※収入が非課税所得(遺族年金、障がい年金、失業給付など)のみの人でも収入がない旨の申告が必要になる場合があります。

【例】

- 日高市国民健康保険税の軽減を受ける人
- 国民年金保険料の免除を受ける人
- 児童(扶養)手当を受ける人
- 保育所に入所申し込みをする(した)人
- 非課税証明書の発行を希望する人

市・県民税申告が不要な人

- 確定申告書を提出した人
- 同居親族の扶養に入っていて、収入がない旨の申告が不要な人
- 1か所からの給与収入のみで年末調整が済んでいる人、または公的年金等に係る所得のみの人で、源泉徴収票に記載のある控除以外に追加で申告する控除がない人
- 公的年金等に係る所得のみの人で、年金収入の合計金額が次の基準額以下の人

昭和31年1月1日以前生まれ(65歳以上)	148万円
昭和31年1月2日以降生まれ(65歳未満)	98万円

問い合わせ

税務課市民税担当(1階⑫番窓口)
〒350-1292 大字南平沢1020番地

確定申告が必要な人(主な場合)

給与所得

- 給与収入金額が2,000万円を超える人
- 給与以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計が20万円を超える人

年金所得

- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- 公的年金等の収入以外の所得金額が20万円を超える人

給与所得および年金所得以外

- 営業所得や不動産所得などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が所得控除の合計を超える人

所得税の還付を受ける(市・県民税申告では所得税の還付は受けられません)

- 給与所得のある人で、医療費控除や寄附金控除など、年末調整で受けていない控除がある人
- 令和2年中に退職するなど、年末調整を受けていない人

※上記以外でも、確定申告が必要な場合があります。詳しくは、川越税務署(☎049-235-9411)へ問い合わせください。

公的年金等を受給している人

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等の収入以外の所得金額が20万円以下である人は、確定申告する必要はありません。

※各種控除の追加により所得税の還付を受ける場合や、損失の繰越控除を受ける場合など、確定申告が要件となっている場合は、確定申告が必要です。

※市・県民税の算定にあたり、公的年金等の源泉徴収票に記載のない社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除等の各種控除を追加する場合は、市・県民税申告が必要です。

申告会場の受付日程

令和3年1月1日現在、市内にお住まいでない人は市の申告会場で受け付けできません。1月1日現在にお住まいの市区町村にご相談ください。

【平日の申告受付】

受付時間 午前9時～11時
午後1時～3時

期日	場所
2月10日(水) 12日(金) 15日(月)	市役所 3階301会議室
16日(火) 17日(水) 18日(木)	武蔵台公民館 ※18日は午前のみ
19日(金) 22日(月)	高萩北公民館 ※22日は午前のみ
24日(水) 25日(木) 26日(金) 3月1日(月)	生涯学習センター 2階視聴覚室 ※3月1日は午前のみ
2日(火) 3日(水) 4日(木)	高萩公民館 ※4日は午前のみ
5日(金) 8日(月)	高麗公民館 ※8日は午前のみ
9日(火) 10日(水) 11日(木) 12日(金) 15日(月)	市役所 3階301会議室

※左記の事前予約をして来場してください。

【日曜日の申告受付】

受付時間 午前9時～11時
午後1時～3時

期日	場所
2月21日(日)	高萩北公民館
28日(日)	生涯学習センター 2階視聴覚室

川越税務署からのお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

期間 2月1日(月)～3月15日(月)

※土・日曜日および祝日を除く。ただし、2月21日・28日の日曜日に限り開場します。
※令和2年分の確定申告では、公的年金を受給している人や給与所得者などの申告相談を例年より早く開始しています。

時間(入場整理券が必要です)

○申告受付：午前8時30分～午後4時
(提出は午後5時まで)

○相談開始：午前9時から

場所・問い合わせ 川越税務署
(川越市並木452-2)

☎049-235-9411(代表)

申告に必要なもの

【令和2年中の収入や必要経費が分かるもの】

収入の種類	必要書類
営業等・農業・不動産	作成済みの収支内訳書
給与	源泉徴収票(源泉徴収票がない場合は、給与明細書など支払金額が分かるもの)
公的年金	源泉徴収票(厚生労働省年金局・企業年金連合会など)
報酬	支払調書、必要経費がある場合は作成済みの収支内訳書
その他	収入金額および必要経費が分かるもの

【各種控除に必要な書類など(令和2年中に支払ったもの)】

控除の種類	必要書類
医療費控除	作成済みの医療費控除の明細書(領収書の提示または添付は不要、ただし自宅で5年間保管する必要あり) 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける場合】 作成済みのセルフメディケーション税制の明細書、一定の取り組み(健康診断や予防接種など)を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	健康保険(国民健康保険や任意継続の社会保険等)、国民年金等の控除証明書や領収書
生命保険料控除	控除証明書
地震保険料控除	控除証明書
勤労学生控除	学生証(郵送の場合は写しを添付)
障がい者控除	障がい者手帳(郵送の場合は写しを添付)
寄附金控除	寄附先団体から交付された領収書や証明書 ※ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人が市・県民税申告や確定申告をする場合、特例申請分を含めた全ての領収書をお持ちください。特例申請分の控除を含めずに申告した場合、その分の控除が受けられなくなりますので、ご注意ください。
住宅借入金等特別控除(2年目以降のみ)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の原本、税務署から送付されている給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
その他	各種控除の支払金額・適用要件などが確認できる領収書・証明書など

【その他】

印鑑(朱肉を使用するもの)

マイナンバー(個人番号)カードまたはマイナンバー(個人番号)通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)

※郵送で提出する場合は写しの添付が必要です。

※扶養親族がいる人は、扶養親族のマイナンバー(個人番号)の記入が必要ですので、分かるようにメモ等をしてきてください。

確定申告(還付申告)をする人は、申告者本人名義の口座番号が分かるもの(通帳など)

税務署から「確定申告のお知らせがき」などが届いた人や、市・県民税の申告書が届いた人は、その申告書など
利用者識別番号の分かるもの(お持ちの人のみ)



医療費控除の明細書、収支内訳書などは、事前に作成しておきましょう。

市の申告会場で 受け付けできない人

- 青色申告の人
- 給与所得者で特定支出の控除を受ける人
- 外国の公的年金、外貨建取引での収入、インセンティブ報酬がある人
- 土地・家屋や株式などの譲渡所得がある人
- 利子所得がある人
- 損失申告をする人
- 配当所得を申告する人(総合課税を除く)
- 海外に住んでいる親族を配偶者控除、扶養控除、障がい者控除等とする申告をする人
- 雑損控除のある人、災害減免法による所得税の軽減免除を受ける人
- 住宅借入金等特別控除(1年目)、住宅改修関連などの控除を受ける人
- 過年分(平成31(令和元)年以前の年分)の確定申告をする人

※上記以外でも受け付けできない場合もあります。詳細は担当までご相談ください。

※市の申告会場で受け付けできない確定申告は、川越税務署で申告する、確定申告書を作成して郵送やe-Taxを利用して申告する、税理士に依頼するなどの方法で申告してください。



感染症を予防するため 郵送やe-Tax等による申告を

【市・県民税申告の場合】

申告書に必要事項を記入し、添付資料を同封して税務課へ郵送してください。

※申告書および添付書類は、1つの封筒にまとめて郵送してください。

※提出書類などは返却できません。

※提出書類などに不備がある場合、内容確認のため、連絡することがあります。

【確定申告の場合】

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅等で確定申告書が作成できます。e-Taxで送信、または書面で印刷して郵送する方法で提出してください。

※川越税務署に提出する確定申告書を受け取る申告ポストを、2月10日(水)から3月15日(月)まで税務課(開庁時のみ)および申告会場(申告受付時間のみ)に設置します。投函する際は、住所と氏名を記載して封筒に入れ、必ず封をしてください。控えに税務署受領印が必要な人は、控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。なお、市では申告書の内容には関与しませんので、申告書の内容確認が必要な人は、事前予約をお願いします。



申告受け付けの事前予約にご協力をお願いします

今回の申告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、電話、電子申請、FAXによる事前予約で受け付けとなります。

※内容確認を伴わない提出のみの場合は、事前予約不要です。

問い合わせ 税務課市民税担当(1階⑫番窓口)

【共通事項】

- 事前予約は、3月15日(月)正午までです。
- 希望する日時を3つ指定してください(時間は、午前9時・10時・午後1時・2時から選択)。
- ※家族分の申告を同じ時間帯で行う場合は、代表者1人の予約で済みます。
- 希望する日時に空きがない場合は、電話で連絡します(電子申請・FAX)。

電子申請

期間 1月12日(火)～3月15日(月)

※後日、確定した日時・予約番号をメールで連絡します。

電話 989-2111(税務課市民税担当)

期間 1月25日(月)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

時間 午前9時～午後4時(最終日は正午まで)

※予約時に予約番号をお伝えします。忘れないようにメモしてください。

※日時の変更を行う場合は、予約をキャンセルし、変更後の日時を連絡してください。



電子申請

FAX 989-4842(税務課直通)

期間 1月12日(火)～3月15日(月)

■次の項目を記入してFAXを送信してください

○希望日時 第1希望 ○月○日(○) ○時
第2希望 ○月○日(○) ○時
第3希望 ○月○日(○) ○時

○氏名

○FAX番号

○電話番号(日中連絡が取れる番号)

※後日、確定した日時・予約番号をFAXで連絡します。
※キャンセルする場合は、届いたFAXに「キャンセル」と記入し、送信してください。